## 吉澤文寿編

## 『歴史認識から見た戦後日韓関係 [1965年体制]の歴史学・政治学的考察』

社会評論社. 2019年

徴用工訴訟で日本企業に賠償を命じた 2018 年 10 月の韓国大法院判決は、日韓基本条約と諸協定を基礎とする「1965 年体制」への挑戦といえる。だからこそ既存秩序を崩したくない日本側が強く反発する一方、文在寅政権は否定することへのためらいを見せる。文政権の姿勢の背後にあるのは、自らの国力伸長に自信を深め、日本との関係性を見直したいという韓国社会の底辺に流れる静かな欲求であろう。

本書はこの判決について、「社会正義と人権尊重という、いわば積極的平和に寄与するかたちで日韓関係を再構築する契機」だと前向きに捉えようとする。その上で、近年公開された外交文書等を用いて、日韓基本条約と日韓請求権協定、さらには1965年体制の基礎となっているサンフランシスコ講和条約にまで目を向けて戦後日韓関係について考察する。

本書は、日韓会談に焦点を当てた第1部と国交 正常化後に出てきた歴史問題に関する第2部、そ の他の第3部に10人の論者の原稿が配されてい る。本稿では第1部と第2部について論評する。

最も興味深いのは、第1部に配された請求権問 題の処理にかかわる第2~4章である。

米国の第1次対日賠償使節団の団長であったポーレーは1945年12月、懲罰的な対日賠償要求を原則とした「ポーレー中間報告」を発表し、南朝鮮も対日賠償要求が可能であることを示唆した。米軍政期の南朝鮮過渡政府は47年8月に「対日賠償問題対策委員会」を設置し、対日賠償要求リストを作成した。この作業は48年8月に成立した韓国政府に継承されたが、冷戦の激化を受けた米国の対日政策の転換によって制約を受けること

になる (第2章、金恩貞)。

米国の姿勢は南朝鮮(韓国)を大いに鼓舞しただろう。金恩貞は、米国が当初は韓国の対日講和会議参加を支持したが、その理由は韓国の要求が過大であることを案じ、減額させるためだったと指摘する。

韓国の対日講和会議参加は結局、英国の反対で 拒否される。ここで見られるのは、旧植民地帝国 としての日本と英国の利害一致である。

請求権問題に関する日本の立場は、植民地支配の責任追及は行われるべきでないというものであった。こうした考えは「サンフランシスコ講和条約に植民地支配の責任を問う条項が設けられなかったことから、連合国側に受け入れられたといってよい。(中略)旧植民地帝国と日本は、日本の戦争責任を問うという点ではある程度敵対的であったが、植民地支配を正当化し、その責任を不問に付すという点では共犯関係にあった」(第3章、太田修)。

日韓会談に臨む日本の方針は「相互放棄」から「経済協力」へと転換するが、植民地支配合法論に立脚するという点は揺らがなかった。日本は請求権について「法律関係と事実関係」の立証を韓国側に求め、法的根拠があると認められる金額は少額にすぎないと認めさせることによって経済協力方式に持ち込もうとした。日本側には、日本経済を成長させる触媒として経済協力を活用しようという思惑もあった。英仏等もこの時期、同様の形式で植民地支配処理を行っていた(第3章)。

太田は、結果として植民地支配の責任は問われることなく、「過去の克服」も覆い隠されてしまったと指摘する。

こうした処理は、外交実務という観点からは「国民感情、安全保障、経済、様々なバランスの上に微妙な、ある種の芸術(Art)として」作られたものであった。「しかし、普遍的な価値、あるいは民族的な価値の実現を掲げて運動してきた側から見れば、それは、ある種の不正な野合・妥協として見なされてしまう運命から逃れられない」(第4章、浅野豊美)。

浅野の指摘は重い。様々な要素の微妙なバランスの上に成り立っているのは請求権協定だけでなく、日韓併合条約を「もはや無効」とした1965年体制全体である。それは「合意できないということに合意する」という外交的妥協の産物であり、いま交渉したところで明快な結論を得ることなど不可能な以上、現実的な解決策であった。だが、大法院判決は「不法な植民支配」と規定することによって当時の妥協をあっさりと拒絶した。

韓国側の意識が変化した起源について、浅野は「韓国の民主化に起因するもの」だと指摘する。すなわち「(大法院判決の:評者注)論理を深い次元から支える新たな歴史解釈が、民主化の過程で登場し、そのことにより民主化自体が歴史解釈権を当時の政府から奪取する過程として展開したことにあると考えられる。そうした民主化の過程においては、民主的ではなかった時代の政治の被害者は、不正な『過去』を生きて代表する犠牲者として、体制変革の推進力となった」のである。

浅野は請求権協定を「請求権問題の封印」と位置づけ、大法院判決に代表される近年の韓国の動きによって「かつて封印されたものが解き放たれ、しかし、新しい公共性を二国の地域的関係において再定義することが必要な時代」になったと論じる。

浅野が指摘する歴史の解釈権移転は、韓国社会 全般に大きな影響を与えた。民主化後の金泳三政 権における「歴史立て直し」の際に日本の植民地 支配を受けた時代だけでなく、開発独裁の時代の 再評価が進んだことは初期の典型例だといえる。

歴史解釈権を別の言葉で言うならば、道徳的な 「正しさ」であろう。文在寅政権下での「積弊精 算」もまた歴史解釈権、あるいは道徳的な「正し さ」を巡る争いの延長線上にある。韓国国内にお いては、現在進行形の権力闘争である。 2020年総選挙の際に指摘された保守派の長期的退潮も、同じ構図の中で起きている現象だ。冷戦下では安保保守、ポスト冷戦の時代には経済保守が韓国社会の主流でいられたが、先進国になったと自信を深めた現在の韓国社会では「個人の幸福」追求に主たる関心が移った。成功した過去の経験から脱しきれていない保守派に対し、自信を強めた進歩派が総攻勢をかけている。この流れがどう進むのかは、日韓関係にも大きな影響を与えるだろう。

民主化の影響に関する浅野の指摘は大いに首肯できるものではあるが、一方で韓国の相対的国力の向上に伴う国民意識の変化という観点も必要ではないか。

近年の韓国の対日政策には、自国の国力向上、より本質的には日本との国力接近もしくは逆転という自意識が強く反映されているように思われるからである。この意識は、新型コロナウイルスへの初期対応で韓国が国際的に称賛された一方、日本がちぐはぐな対応に終始したことでいっそう強化された。少なくともコロナ対策に関して、韓国の人々は日本に対する優越感を隠そうとしなくなった。

そうした観点からは、「歴史問題」に関する第2 部の第5章、第7章も興味深い。

外務省は1969年の時点で「世界における韓国の地位、韓国の実力」が向上したことへの韓国民の認識が対日感情の「好転」をもたらしたと認識していた(第5章、長澤裕子)。いま振り返ってみれば、韓国の国力向上はむしろ日本への対抗意識を強める方向に作用したと言えるから「見立て」は間違っていたことになるが、韓国の国力向上が対日感情を和らげるという期待はその後も語られてきたことだ。むしろ、まだまだ韓国が貧しかった時代に日本側がこうした評価を行い、期待感を寄せていたことは注目してよいのではないか。

1986年の「藤尾発言」の際には、そうした牧歌的な期待とは違う視点をソウル発の公電から読み取れる。これは、現在の状況につながるものである。

中曽根内閣の文相であった藤尾正行は『文藝春 秋』誌のインタビューで「韓国併合は韓国側にも 責任がある」と語って外交問題となり、辞任を拒んだ末に罷免された。

この時、韓国側反応を報告する在韓日本大使発の公電は「韓国の国力向上に伴う自信が高まっていることが、フジオ発言に対する反発をより大きくし、対日批判論を厳しくさせた一面があることも否定できない」と指摘した(第7章、吉澤文寿)。

吉澤はこの公電について、韓国の言論状況と合わせて「日本のナショナリズムへの懐疑」とくくっている。だが、公電の指摘はむしろ韓国の抱く自信の高まりという現象に力点を置いて読んだ方が適切ではないか。大法院判決の論理は、公電が指摘した韓国社会の意識変化の延長線上にあると評価できるからだ。

藤尾発言を巡る両国の動きは、事態悪化を防ごうという点において日韓間に齟齬がなかったことを示してもいる。

韓国政府は、重大な事態であると強く抗議して 日本側に「速やかな対応」を要求しながらも、「韓 日関係全般には損傷を加えない」という方針を取 るのである(第7章)。これに対して日本側は、現 職閣僚の罷免という異例の対応を取った。日韓関 係全体を破綻させないよう知恵を絞り、歩み寄ろ うとする姿勢の見えない現在の両国の態度とは隔 世の感がある。

公電は、袋小路に入り込んだ現状への入り口を

指摘したものと言えよう。日本政府が1986年の時点でこの意識変化の持つ意味の重要性を読み取り、1990年代以降の対韓外交にいかすことができていたなら、今日の様相は全く変わったものとなっていたかもしれない。

1965 年体制が重大な岐路に立たされている近年の状況を考えれば、本書は時宜を得た企画といえる。ただし、収められた10編の論考は率直に言って玉石混交である。

特に、第1章には疑問を禁じえない。冒頭で、ウィキペディアの記述を引き合いに出して日韓会談の定義を論じるのには驚かされた。竹島に関する公開資料への言及を「はてなブログ」からの孫引きで済ませているが、評者がインターネット上で検索したところ簡単に原本を見つけることができた。吉田茂や久保田貫一郎の差別的姿勢を批判するものの、判断の具体的な根拠は提示されない。特別永住者の法的地位についても、当事者としての強い思いを察することはできるが、そもそも文意が不明確であったり、事実関係で疑問を抱かざるをえない記述が多い。

本書が全体として意欲的な取り組みであるだけに、こうした指摘をせざるをえないことは極めて 残念である。

(澤田克己 毎日新聞社)